

九州地域バイオクラスター推進協議会会則

第1章 総則

(名称)

第1条 協議会は、九州地域バイオクラスター推進協議会(以下「協議会」とする)と称する。

(目的)

第2条 九州地域が持続的に発展していくためには、高いポテンシャルを有し、成長性の高い次世代産業として注目されるバイオ産業の活性化が重要。そのため、当該地域のバイオ産業に関する優位性をさらに発展させ、自立的な活動につなげていくため、九州地域の産学官連携による推進体制を構築し、取り組みを強力に推進する必要がある。新事業・新産業の創出を図り九州経済の発展に積極的に寄与することを目的とする。

(事業)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) バイオ関連の企業、研究者、関連機関のネットワークの構築
- (2) 新事業創出のための調査研究
- (3) 販路拡大のためのマーケティング支援
- (4) 関連の情報提供
- (5) 前各号に掲げるもののほか、協議会の目的を達成するために必要な事業

第2章 会員

(種別)

第4条 協議会の会員は、正会員(団体会員、個人会員)及び特別会員とする。

- 2 団体会員は、協議会の目的に賛同する企業、団体等とする。
- 3 個人会員は、協議会の目的に個人として協力しようとするものとする。
- 4 特別会員は、協議会の目的に賛同し、協議会活動を支援する、国の機関、地方自治体及び事業を行う上で理事会において協力が必要と認められた個人又は団体。

(入会)

第5条 協議会の会員になろうとするものは、別に定める入会申込書を会長に提出することとし、会長は正当な理由がない限り入会を認めなければならない。

- 2 会長は前項のものを入会を認めないときは速やかに理由を伏した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。
- 3 団体会員にあつては、法人又は団体の代表者として協議会に対してその権利を行使する一人の者(以下「会員代表者」という。)を定め、会長に届け出なければならない。
- 4 会員代表者を変更した場合は、速やかに別に定める変更届を会長に提出しなければならない。

(会費)

第6条 正会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

- 2 会員が納入した会費及びその他の拠出金品は、その理由を問わずこれを返還しない。

(退会)

第7条 会員が協議会を退会しようとするときは、別に定める退会届を会長に提出しなければならない。

- 2 会員が次の各号の一に該当するときは、退会したものとみなす。
 - (1) 個人会員が死亡し又は失踪宣告を受けたとき。
 - (2) 法人又は団体が解散し又は破産したとき。
 - (3) 会費を納入せず、督促後なお会費を1年以上納入しないとき。

(除名)

第8条 会員が次の各号の一に該当するときは、総会において正会員総数の3分の2以上の議決を得て、これを除名することができる。

(1) 協議会規定に違反したとき。

(2) 協議会の名誉をき損し、又は協議会の目的に反する行為をしたとき。

2 前項の規定により会員を除名する場合は、当該会員にあらかじめ通知するとともに、除名の議決を行う総会において、当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

第2章 役員等

(種類及び定数)

第9条 協議会に、次の役員を置く。

(1) 理事 10人以上 25人以内

(2) 監事 2人以上 3人以内

2 理事のうち、1人を会長、1人以上5人以内を副会長とする。

(選任)

第10条 理事及び監事は、総会において、正会員(法人又は団体の場合にあつては、会員代表者とする。以下同じ。)のうちから選任する。

2 総会が招集されるまでの間において、補欠又は増員のため理事又は監事を緊急に選任する必要があるときは、前項の規定にかかわらず、理事会の議決を得て、これを行うことができる。この場合においては、当該理事会開催後最初に開催する総会において承認を受けなければならない。

3 会長、副会長は、理事会において理事の互選により定める。

4 理事、監事は、相互に兼ねることができない。

(職務)

第11条 理事は、理事会を構成し、業務の執行を決定する。

2 会長は、協議会を代表し、業務を総括する。

3 副会長は、会長を補佐して、業務を掌理し、会長に事故がある時又は会長が欠けたときは、理事会においてあらかじめ定める順序により、その職務を代行する。

4 監事は経理監査を実施する。

(任期)

第12条 役員の前任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠又は増員により選任された役員の前任期は、前項の規定にかかわらず、前任者又は現任者の残任期間と同一とする。

3 役員は、辞任又は任期満了の後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(解任)

第13条 役員が次の各号の一に該当するときは、総会において正会員総数の3分の2以上の議決を得て、当該役員を解任することができる。

(1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員たるにふさわしくない行為があると認められるとき。

2 前項第2号の規定により解任する場合は、当該役員にあらかじめ通知するとともに、解任の議決を行う総会において、当該役員に弁明の機会を与えなければならない。

(報酬)

第14条 役員は、無報酬とする。

(顧問)

第15条 協議会に顧問を置くことができる。

2 顧問は、協議会の運営に関する事項について、会長の求めに応じて意見を述べることができる。

3 顧問の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

4 顧問は無報酬とする。

第3章 会議

(種別)

第16条 協議会の会議は、総会、理事会及び企画運営委員会とし、総会は、通常総会及び臨時総会とする。

(構成)

第17条 総会は、正会員をもって構成する。

2 理事会は、理事及び監事をもって構成する。

3 企画運営委員会は、理事及び監事の中から5名以上15名以内をもって構成する。

4 理事及び監事は、企画運営委員会に出席して意見を述べるができる。

(権能)

第18条 総会は、次の事項を議決する。

(1) 事業活動に関する事項

(2) 事業計画に関する収支の予算及び決算

(3) 役員の選任及び解任

(4) 会則の改定

(5) その他の重要事項

2 理事会は、次の事項を議決する。

(1) 総会の議決した事項の執行に関すること。

(2) 総会に附議すべき事項

(3) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

3 企画運営委員会は、その目的とする事項について、調査し、研究し又は審議する。

(1) 企画運営委員会は、必要に応じ部会を設けることができる。

(2) 企画運営委員会の組織及び運営に関して必要な事項は、会長が別に定める。

(開催)

第19条 通常総会は、毎年1回以上開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 理事会が必要と認めたとき。

(2) 会員総数の5分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があったとき。

(3) 監事の全員から会議の目的たる事項を示して請求があったとき。

3 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 会長が必要と認めたとき。

(2) 理事現在数の3分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があったとき。

(招集)

第20条 総会及び理事会は、会長が招集する。

2 総会を招集する場合は、日時及び場所並びに会議の目的たる事項及びその内容を示した書面もしくは電子メールをもって通知しなければならない。

3 前項の規定は、理事会について準用する。ただし、議事が緊急を要する場合において、招集するときは、この限りでない。

4 前条第2項第2号若しくは第3号又は第3項第2号の請求があったときは、会長は、速やかに会議

を招集しなければならない。

(議長)

第21条 総会及び理事会の議長は、会長がこれにあたる。ただし、会長が出席できない場合は、出席役員のうちから議長を選出する。

(定足数)

第22条 総会及び理事会は、構成員の過半数の出席をもって成立する。

(議決)

第23条 総会及び理事会の議事は、出席構成員の過半数の同意でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第24条 各正会員の表決権は平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面、電子メール又は代理人をもって表決権を行使し、又は他の正会員に表決を委任することができる。

3 前項の代理人は、代理権を証する書面を議長に提出しなければならない。

4 第2項の規定により表決権を行使する会員は、第22条の規定の適用については、出席したものとみなす。

(決議の省略)

第24条の2 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案について議決に加わることができる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

第4章 資産及び会計

(資産の構成)

第25条 協議会の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 会費収入
- (2) 寄附金品
- (3) 資産から生ずる収入
- (4) 事業に伴う収入
- (5) その他の収入

(資産の管理)

第26条 協議会の資産は、事務局が管理し、その管理方法は、理事会の議決による。

(経費の支弁)

第27条 協議会の経費は、資産をもって支弁する。

(事業年度)

第28条 協議会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第29条 協議会の事業計画書及び収支予算書は、会長が作成し、総会の議決を得なければならない。

(事業報告及び収支決算)

第30条 協議会の事業報告書及び収支決算書は、会長が事業年度終了後遅滞なくこれを作成し、監事の監査を経た上、総会の議決を得なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

第5章 会則の変更、解散等

(会則の変更)

第31条 この会則は、総会において出席者の過半数の議決を得なければ変更することができない。

(解散)

第32条 協議会は、総会において出席者の4分の3以上の賛成をもって解散することができる。

(残余財産の処分)

第33条 協議会が解散の際に有する残余財産は、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を得、協議会と類似の目的を有する他の法人又は団体に寄附するものとする。

第6章 事務局

(事務局)

第34条 協議会の事務局を公益財団法人くまもと産業支援財団に置く。

第7章 雑則

(実施細則)

第35条 この会則の実施に関して必要な事項は、理事会の議決を得て、会長が別に定める。

附 則

1 この会則は、設立総会のあった日から施行する。

2 この協議会の設立当初の会費は、第6条の規定にかかわらず、次に挙げる額とする。

(1) 正会員

① 団体会員 会費 1口 60,000円/年

② 個人会員 会費 1口 6,000円/年

なお、役員団体会員については、2口以上とする。

(2) 特別会員 会費の徴収を行わない

3 協議会設立以前に文書により意思表示が行われたものについては、設立後も効力を有するものとする。

附 則

この会則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この会則は、平成27年7月24日から施行する。